

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年10月12日（火） 号外第89号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例の一部を改正する条例（38）（税務課）・・・・・・・・・・ 3
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 （39）（会計指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の 一部を改正する条例（40）（警察本部交通規制課）・・・・・・・・・・ 6

公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

控除対象特定非営利活動法人として新たに1法人を指定する。

2 条例の概要

- (1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に令和3年11月1日から令和8年10月31日までの間に特定非営利活動法人未来に対して支出された寄附金を加える。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

◇貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

医師の県内への定着を図るため、臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の免除条件について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 奨学金の免除条件を、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（以下「免除条件期間」という。）以上通算して従事し、かつ、当該免除条件期間（臨床研修を受ける期間を除く。）内に、知事が指定した区域に所在する指定病院等において4年以上通算して従事したときとする。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることに関する情報を視覚障がい者が使用する通信端末機器に送信することができる信号機が、交通安全特定事業により設置される信号機に関する基準に適合するものであることを明示する。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 50%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ</td> <td style="border: 2px solid black;">鳥取市用瀬町屋住278</td> <td style="border: 2px solid black;">令和元年8月1日から令和6年7月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">特定非営利活動法人未来</td> <td style="border: 2px solid black;">倉吉市東仲町2571</td> <td style="border: 2px solid black;">令和3年11月1日から令和8年10月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで	特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 50%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ</td> <td>鳥取市用瀬町屋住278</td> <td>令和元年8月1日から令和6年7月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで			
名称	主たる事務所の所在地	期間																							
略																									
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで																							
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで																							
名称	主たる事務所の所在地	期間																							
略																									
特定非営利活動法人グリーンツーリズムもちがせ	鳥取市用瀬町屋住278	令和元年8月1日から令和6年7月31日まで																							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 後			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲	貸付金の種類		免除の条件	免除の範囲
略				略			
臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとする	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を開始した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の <u>2</u>	債務の全部	臨時特例医師確保対策奨学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）又は国立大学法人山口大学（以下「山口大学」という。）において医学を専攻する者（地域の医師確保に早急に対応するために臨時特例的に認められる入学枠により入学した者に限る。）で、将来指定病院等において医師の業務に従事しようとする	1 鳥取大学、岡山大学又は山口大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに県内の病院が管理を行う臨床研修を受け、当該臨床研修を修了した日から起算して臨時特例医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の	債務の全部

<p>ものに対して貸し付ける資金</p>	<p>倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事はその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間の<u>1.5倍に相当する期間（以下この項において「免除条件期間」という。）</u>以上通算して従事し、かつ、当該免除条件期間（臨床研修を受ける期間を除く。）内に、知事が指定した区域に所在する指定病院等において4年以上通算して従事したとき。</p>	<p>略</p> <p>略</p>	<p>ものに対して貸し付ける資金</p>	<p><u>1.5倍</u>に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事はその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上通算して従事したとき。</p>	<p>略</p> <p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>				
<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前日に臨時特例医師確保対策奨学金の貸付けの決定を受けた者の当該奨学金の返還に係る債務の免除については、改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第40号

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県高齢者、障害者等の移動等の円滑化を図るための信号機等の基準を定める条例（平成24年鳥取県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）を表示する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることを視覚障がい者に伝達するための音響を発することができるもの</p> <p><u>（当該表示を開始し、又は当該表示を継続していることに関する情報を視覚障がい者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第3条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次のいずれかの信号機であることとする。</p> <p>(1) 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）を表示する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 歩行者用青信号の表示を開始し、又は当該表示を継続していることを視覚障がい者に伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。